

第3編 計画の実現に向けて

第3編 計画の実現に向けて

1. 計画の実現に向けた関係者の役割

本計画を総合的に推進していくため、県民、事業者・企業、医療機関、関係団体、大学、保険者、行政等が計画の基本目標や内容を共有し、協働して取り組む必要があります。

県民の役割

- ・ 県民一人ひとりが健康で自分らしく輝きながら社会参加できる生涯現役を実現するという意識の下、日常生活において適度な運動や適切な食事に留意するなど、生活習慣の改善や健康づくりの推進に努める必要があります。
- ・ 地域の限られた医療や介護の資源を有効かつ効率的に利用するため、県民自ら医療や介護に関する情報を相談窓口やホームページ等で得るとともに、日頃からかかりつけの医師や歯科医師、薬剤師・薬局を持つことで、症状や重症度・緊急度などに応じた適切な医療機関の受診を心がけていく必要があります。
- ・ 医療や介護サービスを受ける際に、検査等の重複解消や、他の医療機関での受診状況等を踏まえた医療や介護サービスの提供につながるよう、医療・介護関係者で患者情報等を共有する「くまもとメディカルネットワーク」への積極的な参加が期待されます。
- ・ 人生の最期をどのように過ごし、迎えたいのか、自宅での療養生活や看取りなど自分の希望について、在宅医療の活用なども含めてしっかりと考え、家族等の身近な人に相談しておく必要があります。

事業者・企業の役割

- ・ 働く世代の健康づくりを支援し、健康経営を推進するため、行政と地域・職域で連携し、職員等の心身の健康確保やワークライフバランスに配慮した職場環境づくりに取り組む必要があります。併せて、こうした健康経営の取組みを実践する事業者・企業、団体等には「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」への登録が期待されます。

医療機関の役割

- ・ 患者の視点に立った医療を提供するため、インフォームドコンセントなど患者への診断・治療についての十分な説明を通じて、患者との十分な意思疎通に努めるとともに、医療事故や院内感染の防止など安全管理の充実に留意する必要があります。
- ・ 患者本位の切れ目のない医療を提供するため、将来的な医療需要や地域医療構想調整会議等での議論を踏まえて自院の役割を明らかにし、医療機関間や多職種間での連携を進めるとともに、入院初期から患者の退院後の生活を見据えた支援や医療機関と介護・福祉施設等との連携など在宅医療との連携体制の整備に取り組むことが必要です。
- ・ 医療・介護関係者で患者情報等を共有し、検査等の重複解消や、他の医療機関での受診状況等を踏まえた医療や介護サービスの提供につなげる「くまもとメディカルネットワーク」への積極的な加入が期待されます。

関係団体、大学の役割

- ・ 関係団体においては、地域の保健医療提供体制の整備に向けて、各種連携体制の構築

や保健医療従事者の養成など、本計画に掲げる施策の推進について、行政と連携・協力し、取り組んでいくことが期待されます。

- ・ 大学においては、本計画の推進について、専門的見地からの助言や、高度な医療の提供、研究活動、人材の育成等を通じた地域医療への貢献が期待されます。

保険者の役割

- ・ 働く世代やその家族、子どもから高齢者まで、被保険者等への特定健康診査など各種健診・検診の受診勧奨や生活習慣病対策などを積極的に推進し、県民一人ひとりの健康づくりへの意識を高めていくことが求められます。

市町村の役割

- ・ 住民に身近な保健医療福祉行政を担う主体として、様々な住民ニーズの把握とそれに対応する地域保健活動の展開、地域における医療・介護連携の推進など、住み慣れた地域で住民が安心して医療、介護、生活支援等に必要なサービスを受けられる地域包括ケアシステムの構築を加速化していくことが求められます。
- ・ 住民に地域の保健・医療・福祉に関する様々な情報の発信や、正しい知識の周知啓発等に積極的に取り組むことが求められます。

県の役割

- ・ 本計画に掲げる基本目標や各項目の目指す姿の実現に向けて、医療機関、関係団体、大学、保険者、行政等と連携・協力し、他の関係する計画と調和・整合を図りながら、施策等を推進します。
- ・ 県民一人ひとりの健康づくりと、事業者・企業、団体等による健康経営の取組みを推進するため、県民、事業者・企業、団体等に向けて県民運動等を通じて啓発に取り組めます。
- ・ 県民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における保健医療提供体制の整備に取り組めます。

2 . 計画の進行管理

計画の進行管理体制

- ・ 本計画の作成・推進に関して必要な事項を協議するために「熊本県保健医療推進協議会」を設置しており、本協議会において計画の進捗を報告し、意見等を伺いながら、計画を着実に推進していきます。

計画の評価

- ・ 本計画に掲げる施策の推進状況等の評価については、各項目で設定している「評価指標」により毎年度その進捗状況を把握し、評価を行い、熊本県保健医療推進協議会に報告します。
- ・ 計画期間の中間(3年目)の評価については、中間見直しの必要性を判断するものとして行うこととし、計画期間の終期が近づき、次期計画の策定に着手する場合は、本計画の施策の推進による実績等を総括する評価(総合評価)を行うこととします。